

「固定資産税の特例が拡充されました」

平成30年度の税制改正において、平成29年10月号でお知らせした「固定資産税の特例」が拡充されることとなりました。今号では、拡充の内容と併せて、各種補助金等と一体となった中小企業の生産性向上支援策について概要を解説します。

1. 拡充の内容

(1) 課税標準の軽減

これまでの特例は、中小企業が取得する新規の設備等について、3年間、固定資産税を2分の1に軽減するものでしたが、今回の拡充により、ゼロ以上2分の1以内で市町村が条例で定めることとされました。

また、今回の関連法において、ゼロと定めた市町村の事業者は、ものづくり補助金等の採択において優先して採択されることとなったため、ゼロと定める市町村が多数に上ることが予想されます。

(2) 対象設備及び対象地域

これまで、最低賃金等により、一定の地域や業種が除外されていましたが、今回の拡充により、国の同意を得た「導入促進基本計画」を策定した市町村が対象地域となります。なお、市町村内で地域を指定する場合がありますので留意が必要です。

また、これまでどおり、下表の設備のうち、旧モデル比で生産性の指標（生産効率、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上している設備が対象となり、これらの要件を満たすことについて、工業会の証明書の発行を受ける必要があります。

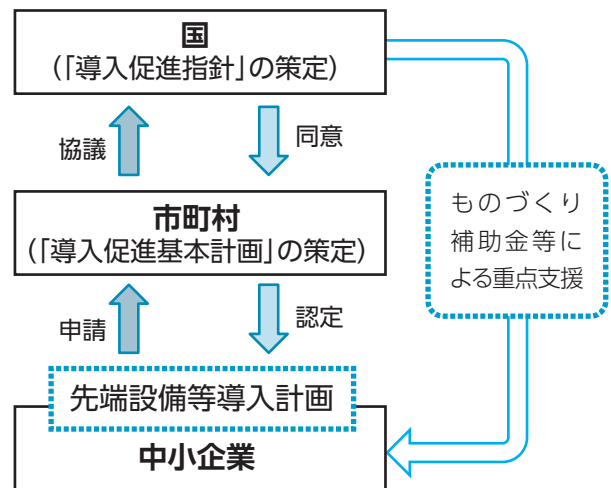
設備の種類	販売開始時期	取得価格 (1基又は1台)	対象地域
機械装置	10年以内	160万円以上	導入促進基本計画の国の同意を受けた市町村
測定工具・検査工具	5年以内	30万円以上	
器具・備品	6年以内		
建物付属設備	14年以内	60万円以上	

2. 適用のための手続き

これまで、対象設備を取得する前に「経営力向上計画」を策定し、主務大臣の計画認定を受ける必要がありました。

今回拡充された特例を適用するためには、まず所在する市町村が「導入促進基本計画」を策定し、

国の同意を得る必要があります。その後、中小企業者は、市町村が策定した「導入促進基本計画」に則した「先端設備等導入計画」を策定し、市町村の認定を受ける必要があります。なお、「先端設備等導入計画」では、設備投資によって労働生産性が年平均3%以上向上することが要件となっており、その要件を充足することについて認定支援期間（金融機関、税理士、公認会計士等）の事前確認が必要となっています。



3. 補助金等での重点支援

今回の特例と併せた関連法案により、固定資産税をゼロとする市町村に所在する中小企業者については、以下の補助金で加点等により優先採択されることとなっています。

- ものづくり・サービス補助金
- 小規模事業者持続化補助金
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン補助金）
- サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT補助金）

このため、所在する市町村が「導入促進基本計画」を策定しているかどうか、また、条例で軽減する特例率をどのように定めているかを確認する必要があります。

（鶴巻博行公認会計士・税理士事務所）

5分で学ぶ 経営法律知識「労務」

「テレワーク導入と実施のポイント」

人手不足が社会問題となるなか、人材流出を防ぎ、新たに優秀な人材を確保するため、テレワーク制度を取り入れるのは有効な手段の一つだと考えられます。本稿ではテレワーク導入と実施のポイントについて解説していきます。

1. テレワークとは

テレワークとは情報通信技術（以下、「ICT」という）を活用し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。主に妊娠や育児、介護等の理由によって、一時的または恒常的に通勤が困難な社員、あるいは、テレワークが向いている職種の社員等に適しています。

【在宅勤務】

自宅にいて、会社とはパソコンとインターネット、電話、ファクス等で連絡をとる働き方

【モバイルワーク】

施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な働き方

【サテライトオフィス勤務】

サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とする働き方

2. テレワークのメリット

テレワーク導入のメリットは以下となります。

【社員側のメリット】

- ①通勤による負担が軽減する
- ②余暇時間が増加する
- ③業務に集中でき生産性が向上する
- ④育児・介護等の理由により通常勤務が困難な方が、就業可能になる

【会社側のメリット】

- ①業務の生産性が向上する
- ②スペース・通勤交通費等のコスト削減ができる
- ③災害時等の交通途絶やオフィス被災に対応できる
- ④就業場所に縛られないため、優秀な人材が確保できる
- ⑤育児・介護等の理由による離職の減少が期待できる

3. テレワークの導入

テレワークを導入する際には、以下の3項目を特に意識して導入する必要があります。

(1) 人事・労務の整備

テレワーク実施者が適切な労働環境で働けるようにルールを整備する。

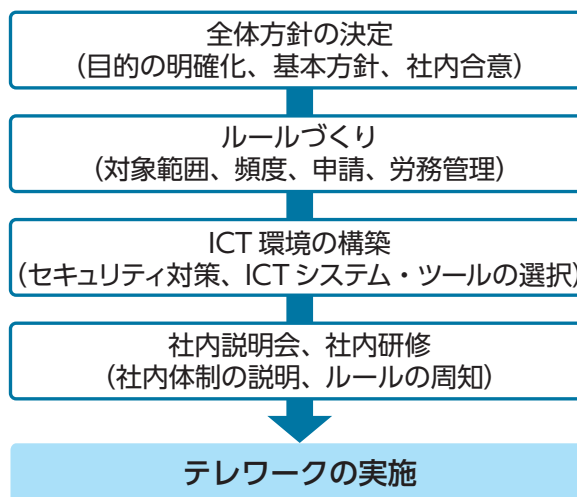
(2) ICTの整備

テレワーク実施者が勤務場所を離れても、より快適なシステム環境で働けるように、適切なシステム・ツールの選択を行う。

(3) 体制の整備

テレワークを実施する上で必要な体制やその後普及させていくための体制を整備する。

テレワーク導入の流れ



4. その他の注意点

テレワーク制度は、社員・会社双方にとってメリットがありますが、休憩・時間外・休日労働時間の管理が曖昧になり、長時間労働を招くおそれがあります。そのため、会社は単に労働時間を管理するだけでなく、労働時間外のメール送付を抑制する対策や深夜・休日のシステムへのアクセス制限等の対策をとり、長時間労働を防ぐことも必要です。

5. 最後に

近年、ICTの低価格化により、テレワーク導入のハードルは下がっており、会社にとって導入しやすい環境が整っております。労働人口の減少対策、ワーク・ライフ・バランスの実現手段としてテレワーク制度の導入を検討してみてもはいかがでしょうか。

(特定社会保険労務士(土浦支部)小林基伸)